

(仮称)小樽市いじめ防止対策推進条例(素案)の概要

(目的)

いじめ防止対策推進法及び北海道いじめの防止等に関する条例の規定に基づき、基本理念並びに市等の責務及び役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策を推進すること。

(基本理念)

- 児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめをなくするようにします。
- いじめの問題に関する児童生徒の理解を深め、児童生徒がいじめの解決に向けて主体的に行動できるようにします。
- 学校、家庭、市民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指します。

(北海道等との連携)

- 市は、北海道と連携していじめ防止対策の推進を図るとともに、いじめ防止対策に関して必要があると認めるときは、北海道に必要な措置を講ずるよう要請します。
- 市は、市立学校以外の学校の設置者に、いじめ防止対策が確実かつ適切に実施されるよう、必要な連携及び協力を求めます。

《 児 童 生 徒 》

(いじめの禁止)

児童生徒は、いじめは人権を侵害することだと理解して、どんな理由があってもいじめを行ってはけません。
(児童生徒の役割)

- 児童生徒は、互いの人格を尊重するよう努めます。
- 児童生徒は、いじめの防止等の取組について主体的に考え、積極的にその活動に努めます。

《 保 護 者 》

(保護者の責務等)

- 子どもがいじめを行うことのないようにするため、規範意識や生命を大切に他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うよう努めます。
- いじめを受けた子どもを保護します。
- 市や学校がいじめの防止やいじめの解決等のための取組みに協力します。

《 市 民 》

(市民の役割)

- 地域において、行事等を通して子どもたちと触れ合う機会を大切にし、子どもたちを見守るとともに、学校、家庭、市民、行政などと協力して、子どもたちが心身ともに健全に成長できる環境づくりに努めます。
- 市や学校がいじめの防止やいじめの解決等のための取組みに協力します。

《 小 樽 市 》

(市の責務)

- 市は、いじめ防止対策について、次の措置を講じます。
- ・市立学校におけるいじめ防止等のために必要な措置
- ・いじめの防止等に関する機関及び団体との連携
- ・機関等との連携による児童生徒の健全育成に係る事業の充実
- ・いじめの防止等に関わる市民の意識の高揚を図るための啓発活動
- ・いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備
- ・いじめ防止対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置

(小樽市いじめ問題対策連絡協議会)

- 市は、機関等の連携を図るため、小樽市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。
- 連絡協議会は、市のいじめ防止対策の推進に関することや機関等の連携に関すること、その他いじめ防止対策の推進に必要なことなどについて協議します。

《 市立学校及び市立学校の教職員 》

(市立学校及び市立学校の教職員の責務)

- 保護者、市民等と連携し、学校全体でいじめの防止等に取り組みます。
- いじめを受けていると思われる児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため、適切かつ迅速に対処し、再発防止に向けた取組を行います。
- 主体的に考え行動する児童生徒の育成に努めます。

(小樽市いじめ防止対策審議会)

- 小樽市教育委員会の附属機関として、小樽市いじめ防止対策審議会を設置します。
- 審議会は、いじめ防止対策の推進に関する事項や重大事態に係る調査に関する事項、教育委員会が必要と認める事項などについて調査審議します。
- 審議会は、学識経験者など5名以内で構成します。

(小樽市いじめ調査委員会)

- 市長は、調査を行う必要があると認めるときは、市長の附属機関として、小樽市いじめ調査委員会を設置することができます。
- 調査委員会は、重大事態に係る調査の結果についての調査に関する事項、市長が重大事態への対処等のため必要と認める調査に関する事項を所掌します。
- 調査委員会は、学識経験者など3名以内で構成します。

協力要請



(小樽市いじめ防止基本方針)

- 市は、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、小樽市いじめ防止基本方針を定めます。
- いじめ防止基本方針では、次の事項を定めます。
- ・いじめ防止対策の具体的な方針に関する事項
- ・いじめの防止等に係る市立学校の組織等に関する事項
- ・いじめの早期発見及び適切かつ迅速な対応に関する事項
- ・市立学校における法第28条第1項に規定する重大事態への対処に関する事項 など